

平成 20 年 度

監 査 報 告

第 2 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 2 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

監査結果の概要	1 ページ
第 1 定期監査（事務関係）	2 ページ
第 2 定期監査（工事関係）	17 ページ
第 3 財政援助団体等監査	22 ページ
監査を終わって	33 ページ

監査報告第2号

平成21年4月20日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市監査委員	川 内 克 忠
同	須須木 永 一
同	山 口 俊 明
同	星 野 國 和
同	仁 田 昌 寿

平成20年度第2回定期監査及び

第2回財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

監査結果の概要

今回の監査における各区分の件数は次のとおりである。

	指摘事項	指導事項		意見	合計	
		うち 改善済み事項	うち 改善済み事項			
定期監査（事務関係）	11件	(3件)	7件	(4件)	1件	19件
定期監査（工事関係）	2件	(2件)	2件	(2件)	0件	4件
財政援助団体等監査	4件	(3件)	12件	(4件)	0件	16件
合 計	17件	(8件)	21件	(10件)	1件	39件

<参考>指摘事項等の定義

平成19年7月9日監査委員会議決定「監査指摘事項等の整理について」

(財務監査部分の抜すい)

区 分	指摘事項	指導事項	意 見
根 拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定 義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

第 1 定期監査（事務関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成19年4月1日から平成20年11月30日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

(1) 財務に関する事務全般について実施した局及び区

- ア 健康福祉局
- イ 西区
- ウ 旭区
- エ 都筑区

(2) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局及び区

- ア こども青少年局
- イ 健康福祉局（再掲）
- ウ まちづくり調整局
- エ 都市整備局
- オ 教育委員会事務局
- カ 西区（再掲）
- キ 旭区（再掲）
- ク 都筑区（再掲）

2 監査の期間

平成20年12月1日から平成21年3月27日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした局及び区の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

財務に関する事務全般について監査を実施した局及び区の事務のうち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。その他の事務については適正に執行されていた。

このほか、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務のうち、改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告（22ページから）を参照されたい。

なお、監査の期間中に、監査対象とした局及び区が既に改善を行ったものについては、その内容を記載した。

分類	監査結果		局区名	ページ
収入事務	指摘	(1) 福祉授産所使用料に関する手続の遅延等について	健康福祉局	5
		(2) 福祉授産所が実施する企業実習の位置付けについて		5
		(3) 国民健康保険料の減免について	西旭都 区 区 筑区	6
	指導	(4) 敬老特別乗車証の利用者負担金収入の調定について	健康福祉局	6
支出事務	指摘	(5) 障害者施設等通所者交通費助成の請求及び支給事務について	健康福祉局	7
		(6) 福祉授産所通所者に対する報償費の決定方法について		8
		(7) 雇用契約期間外のアルバイトの勤務について		9
		(8) 国民健康保険地区担当員報酬の督励算入について	西旭都 区 区 筑区	9
	指導	(9) 旅費の事務処理について	健康福祉局	10
契約事務	指導	(10) 契約の事務処理について	健康福祉局	11
		(11) 契約の事務処理について	西旭都 区 区 筑区	11

(次ページへ続く)

分 類	監 査 結 果		局 区 名	ページ
債権管理事務	指摘	(12) 不当利得返還請求事務について	旭 区 都 筑 区	12
		(13) 生活保護返還金、徴収金及び過年度戻入金の債権管理事務について	西 区 旭 区 都 筑 区	12
	意見	(14) 住宅整備資金貸付金の債権管理事務について	健康福祉局	13
現金、金券類等の取扱事務	指摘	(15) 前渡金の事務処理について	健康福祉局	14
	指導	(16) 郵便切手及びタクシー券の管理について		14
公金外現金の取扱事務	指摘	(17) 公立老人ホーム入所者預り金の適正な保管・管理について	健康福祉局	15
	指導	(18) 要援護者関連現金の一時保管について	西 区 旭 区 都 筑 区	15
		(19) 低所得者援護費及び法外援護費貸付金に係る事務処理について		16
計	指摘事項 11件 (うち、改善済み事項 3件) 指導事項 7件 (うち、改善済み事項 4件) 意 見 1件			

(収入事務)

指摘事項

(1) 福祉授産所使用料に関する手続の遅延等について（健康福祉局）

「障害者自立支援法」の施行により、「横浜市福祉授産所条例」が改正[※]され、所得が一定の基準を超える福祉授産所の通所者は、福祉授産所使用料の一部（1割）を平成19年4月利用分から負担することになった。

この使用料は、福祉授産所から、通所者の毎月の利用状況を市町村の担当課へ報告[※]し、同課の審査を経て、金額が決定されることになっている。

そこで、毎月取りまとめて報告すべき通所者の利用状況について確認したところ、戸塚福祉授産所では、次のような事例が見受けられた。

ア 一部の通所者について、報告を行っていなかった。

イ 平成19年10月から平成20年11月までの利用分について、最長11か月間、報告が遅延していた。

については、使用料の決定に必要な手続を早急に行うとともに、遅滞した通所者負担分の使用料に関する事務を進められたい。（戸塚福祉授産所）

※横浜市福祉授産所条例の改正及び利用状況の報告

公立福祉授産所が、障害者自立支援法の定めるサービス事業所へ移行する改正。訓練等給付費の金額は、サービス事業所が利用者の毎月の利用実績をもとに市町村（横浜市の場合は健康福祉局障害支援課）に代理請求し、市町村の審査を経て決定される。

また、これと同時に、サービス事業所が利用者へ請求する負担額（福祉授産所使用料の一部）も決定される。

(2) 福祉授産所が実施する企業実習の位置付けについて（健康福祉局）

福祉授産所では、障害者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労への移行支援として、企業実習を行っている。

また、企業実習は、一定の条件を満たすことで、施設外の活動と位置付けられ、本市は、福祉授産所使用料収入を得ることができることとなる。

しかし、戸塚福祉授産所においては、企業実習を施設外支援と位置付けるのに必要な「実習に関する個別支援計画」及び「日報」を作成していなかった。

このため、使用料の請求は、行われていなかった。

については、企業実習においても、使用料が得られるよう事業手順を検討するなど収入確保に努められたい。（戸塚福祉授産所）

(3) 国民健康保険料の減免について（西区、旭区及び都筑区）

区保険年金課では、失業等の事情で国民健康保険料を納めることが困難な場合、納付義務者の申請により保険料を減免している。

平成20年度の減免申請のうち、法令に定められた所得基準を下回る低所得及び所得が著しく減少した所得減少の事由による申請をみたところ、次のような事例が見受けられたので、「横浜市国民健康保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱」に基づく適正な事務処理を行われたい。

- ア 減免額に誤りがあるもの（西区保険年金課 8 件、旭区保険年金課 5 件及び都筑区保険年金課 1 件）
- イ 申請理由が記載されていないもの（旭区保険年金課 4 件）
- ウ 申請理由を証明する書類が添付されていないもの（旭区保険年金課38件及び都筑区保険年金課 2 件）

【旭区及び都筑区は改善済み】

【対象区が行った改善内容】

旭区及び都筑区では、平成21年3月までに減免額を変更し、申請者あてに承認決定通知書を送付するとともに、担当職員に対して減免事務についての研修を行った。

指導事項

(4) 敬老特別乗車証の利用者負担金収入の調定について（健康福祉局）

敬老特別乗車証^{*}の交付に当たっては、「横浜市敬老特別乗車証条例」に基づき利用者負担金を徴している。

そこで、この利用者負担金収入の調定事務についてみたところ、数か月分まとめて調定し、平成19年度は2回、平成20年度は監査日現在で1回しか行っていなかった。

「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」によれば、納付書を用いる収入については当月分を翌月10日までに調定を行うこととされていることから、規則に基づき適時に調定を行われたい。（高齢健康福祉課）

※横浜市敬老特別乗車証

高齢者が横浜市内のバス、地下鉄等を利用できる乗車証で、市内在住の70歳以上の希望者に交付されている。交付に当たっては、市民税の課税状況等に応じて利用者から負担金を徴収している。

有効期間は1年間で、毎年10月に一斉更新されるほか、年齢到達者や市外からの転入者などに対しては、年間を通じて発行されている。

(支出事務)

指摘事項

(5) 障害者施設等通所者交通費助成の請求及び支給事務について (健康福祉局)

健康福祉局障害福祉課では、15歳以上の市内居住者が障害者施設等へ通所した場合に、通所者及び介助者の要した交通費を助成する事業を行っている。

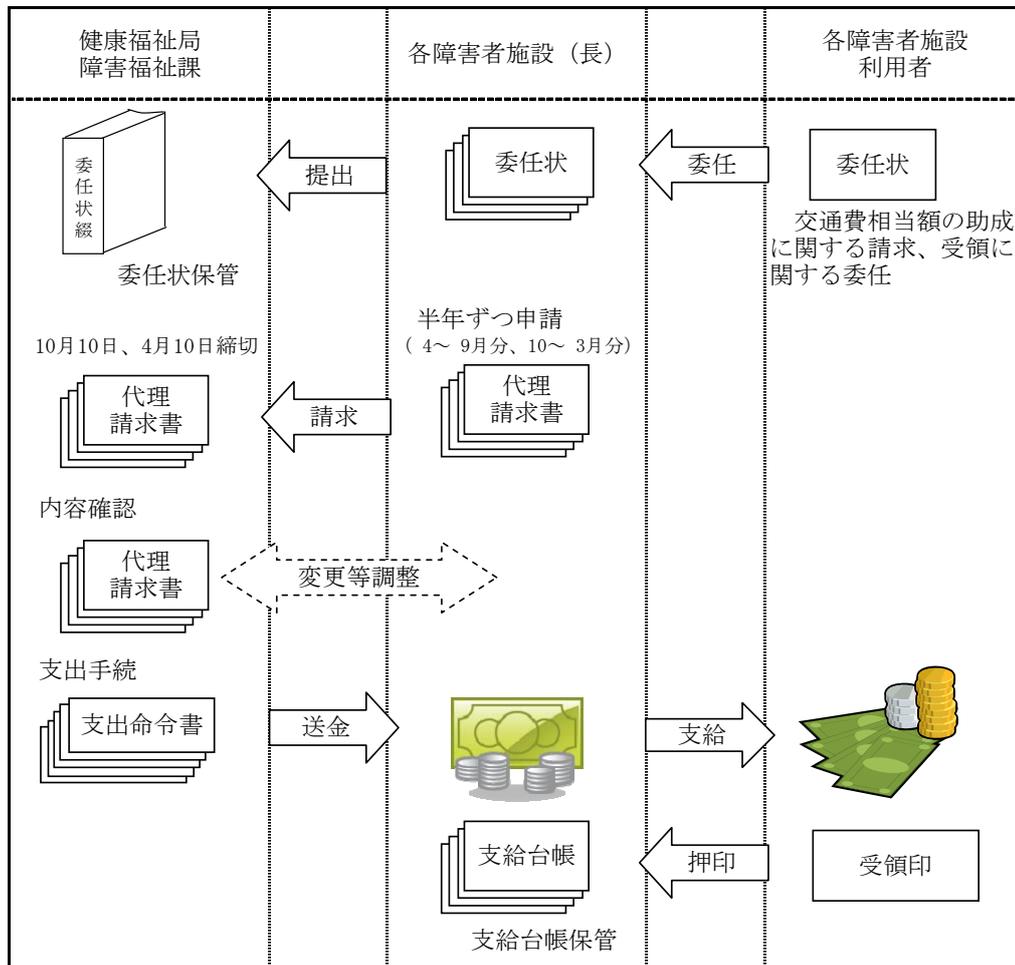
この事業では、障害者施設等の代表者が、半年ごとに通所者の状況を取りまとめ、通所者の委任状を添えて代理請求することで交通費を支給することとしている。

そこで、市が直接運営している障害者施設について、平成20年度上半期分の請求及び支給状況を確認したところ、次のような事例が見受けられたので改められたい。(障害福祉課)

- ア つたのは学園及び戸塚福祉授産所では、一部の委任状を提出していなかった。
- イ 戸塚福祉授産所では、請求した通所日数に誤りがあった。

【改善済み】

「障害者施設等通所者交通費助成」の概念図



【対象局が行った改善内容】

健康福祉局障害福祉課では、平成21年2月に該当する施設に対し委任状の提出等の指導を行った。

これを受けて、つたのは学園及び戸塚福祉授産所では、通所者から受理した委任状を障害福祉課へ提出した。

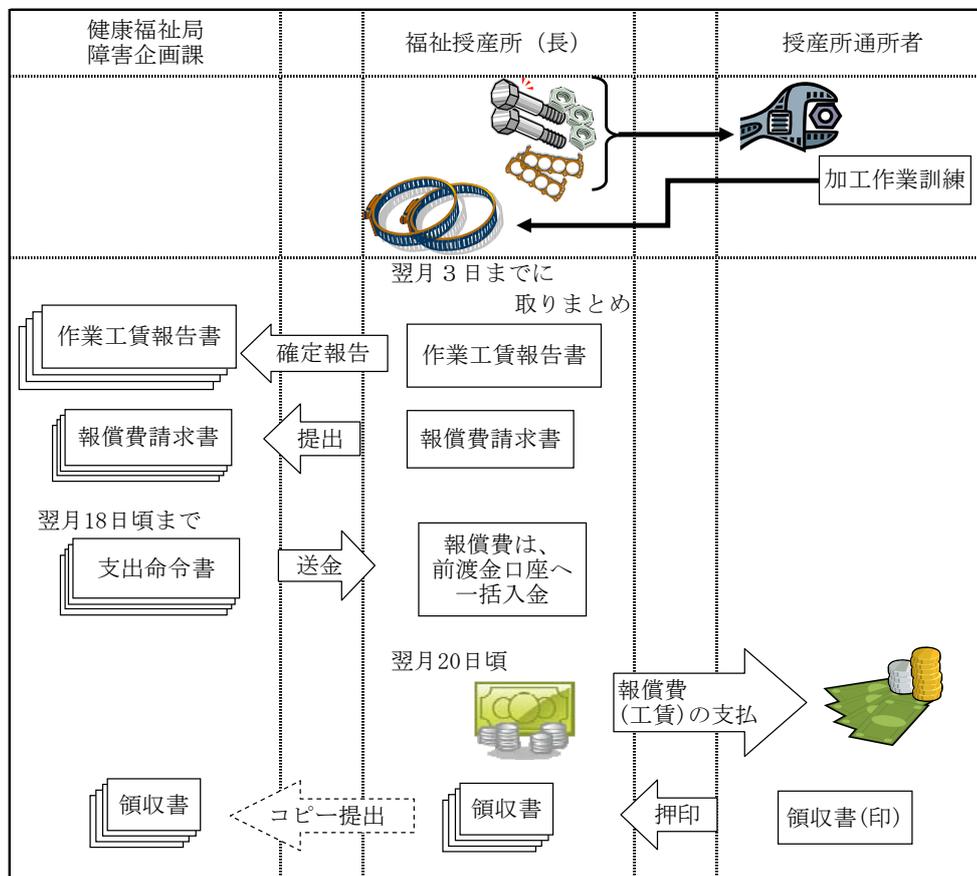
また、併せて、戸塚福祉授産所では、障害福祉課へ通所日数に関する修正依頼を提出し、戻入の決定を受けた。

(6) 福祉授産所通所者に対する報償費の決定方法について（健康福祉局）

健康福祉局の各福祉授産所が実施する加工作業訓練は、「市立授産所に関する共同受注業務取扱要領」に基づき、市と発注企業が契約を締結し、作成した製品の代金は市の歳入としている。

また、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年度厚生労働省令第171号）及び「横浜市福祉授産所条例施行規則」に基づき、作業収入額と同額の報償費が各福祉授産所へ配付され、「工賃」として通所者に支給されている。

市立福祉授産所における加工作業訓練の概念図



そこで、各通所者に対する報償費の決定方法を確認したところ、一部の福祉授産所で、次のような事例が見受けられたので、一定の支給基準や適正な事務手続を整備されたい。

ア 「工賃」の支給額の決定方法が明文化されていなかった。(西福祉授産所、南福祉授産所、港北福祉授産所及び戸塚福祉授産所)

イ 各通所者への支給額を決定する決裁が行われていなかった。(西福祉授産所、南福祉授産所及び戸塚福祉授産所)

【改善済み】

【対象局が行った改善内容】

健康福祉局障害企画課では、各福祉授産所に対し、「作業工賃の支給基準を明文化して定めること」、「工賃支給額を決定するために授産所長による決裁を徹底すること」などを通知した。

これを受けて、各福祉授産所では、利用者への支給工賃額の決定について明文化した基準を定めるとともに、平成21年2月分から、報償費請求書を障害企画課へ提出する際には、基準に基づく算出・決裁済の個人別支給工賃額を併せて報告するよう事務手続を改めた。

(7) 雇用契約期間外のアルバイトの勤務について (健康福祉局)

恵風ホームでは、入所者に対する相談業務の補助を行うアルバイト職員を雇用している。この職員の雇用期間は、平成20年5月まででいったん終了し、8月から再び雇用することとなっていた。

しかし、4月と5月は週5日勤務したとして賃金を支払っていたが、実際に勤務させていたのは週3日で、勤務しなかった日数を雇用期間外の6月と7月に振り替えて勤務させるなどしていた。

雇用契約の期間外に職員を勤務させることは、労働契約上不適切であるばかりでなく、業務上の事故等が発生した際に施設運営上も重大な問題となりうることから、厳に慎まれない。(恵風ホーム)

(8) 国民健康保険地区担当員報酬の督励算入について (西区、旭区及び都筑区)

国民健康保険地区担当員は、未納保険料及び延滞金の訪問徴収業務を行う非常勤嘱託員で、基本報酬に加え、能率報酬、延滞金徴収報酬等が支給されている。

能率報酬等は、訪問徴収実績に基づき算定されるが、被保険者が不在の際に「訪問・不在連絡票」や「納付書」等の文書(以下「督励文書」という。)で催告をした結果、保険料等が納付された場合は、これを訪問徴収実績に加算する「督励

算入」が認められている。

そこで、督励算入に係る事務をみたところ、次のとおり「地区担当員徴収事務マニュアル」に定められた算入基準に該当しない事例が見受けられた。

ア 督励文書の有効期限（交付日から4か月）を過ぎているもの（西区保険年金課39件、旭区保険年金課12件及び都筑区保険年金課1件）

イ 督励文書の交付日に訪問催告をしたことが業務日報で確認できないもの（西区保険年金課5件、旭区保険年金課140件及び都筑区保険年金課2件）

ウ 督励文書が添付されていないもの（旭区保険年金課4件及び都筑区保険年金課3件）

エ 督励文書に延滞金額の記載がないもの（都筑区保険年金課39件）

については、事務手続を遵守するとともに、督励文書の確認を徹底し、適正に処理されたい。

なお、都筑区では平成20年2月以前の督励文書418件について所在が不明となっており、確認ができなかった。

指導事項

(9) 旅費の事務処理について（健康福祉局）

旅費の事務処理の状況についてみたところ、次のような不適切な事例がみられた。

ア 支払が遅延しているもの

課名	旅費（対象月）	金額	支払遅延期間
相談調整課	平成18年2月～3月分	7,670円	1年1～2か月
福祉保健課	平成19年10月～11月分	126,170円	6～7か月
保護課援護対策担当	平成20年7月分	2,680円	6か月
保険年金課	平成20年4月～7月分	314,640円	5～8か月
	平成20年8月分～現在	未請求	6か月以上
障害企画課	平成20年4月分～現在	未請求	10か月以上
障害福祉課	平成20年4月分	20,800円	8か月
	平成20年5月分～現在	未請求	9か月以上
障害支援課	平成19年11月～20年3月分	330,740円	3～7か月
高齢在宅支援課	平成20年4月～5月分	41,580円	7か月
	平成20年6月分～現在	未請求	8か月以上

※平成21年1月末現在で6か月以上の遅延を含むもの

※未請求とは、平成21年1月末現在で請求手続が行われていないため金額が未確定のもの

イ 既に口座に入金されていた別の前渡金を、嘱託員の旅費の支払に流用していたもの
(保険年金課)

なお、旅費の支払状況を調べている中で、出張手続を経ずに市外出張していた事例があった。(障害企画課)

については、各課において事務のチェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」、「横浜市職員出張及び旅費支給規程」等に基づく適正な事務手続が行われるよう局全体に周知徹底し、再発防止に努められたい。(総務課)

(契約事務)

指導事項

(10) 契約の事務処理について (健康福祉局)

健康福祉局の契約事務についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づく適正な事務処理を行うよう改められたい。

ア 調査業務委託において、契約に係る決裁を受ける前に業務に着手させていたもの (地域支援課)

イ 物品等について、契約に係る決裁を受ける前に納入させていたもの (地域支援課、保険年金課、保護課援護対策担当及び障害福祉課)

(11) 契約の事務処理について (西区、旭区及び都筑区)

区福祉保健課、サービス課及び保険年金課の契約事務についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務処理を行うよう改められたい。

ア 消耗品の購入、印刷物の発注等について、契約に係る決裁を受ける前に納入等をさせていたもの (西区福祉保健課 2 件、西区サービス課 2 件、西区保険年金課 1 件、旭区福祉保健課 1 件、旭区サービス課 1 件及び都筑区サービス課 1 件)

イ 大熊保育園の備品 (下駄箱) の購入について、納入を受ける前に支払手続を行っていたもの (都筑区サービス課)

【改善済み】

【対象区が行った改善内容】

西区、旭区及び都筑区では、実査結果を受け、平成21年2月及び3月に契約及び支出手続について研修を実施した。

(債権管理事務)

指摘事項

(12) 不当利得返還請求事務について（旭区及び都筑区）

国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診し、保険給付を受けた場合は、保険者である横浜市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、元の被保険者に対して返還を求める必要がある。

「審査済診療報酬明細書等に関する事務処理要領」（以下「要領」という。）によれば、返還義務者に対して納入通知書を送付し、期限内に納入されない場合は督促を行い、その後相当の期間を経過してもなお納入されないときは催告を行うこととされている。

そこで、西区、旭区及び都筑区の不当利得返還請求に関する事務についてみたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

ア 旭区では、督促及び催告の事務を行っていなかった。（旭区保険年金課）

イ 都筑区では、「不当利得返還請求収納処理簿」に催告の事務に係る記載がなく、また、催告書による納入の事実もなかった。（都筑区保険年金課）
については、要領に基づき、適切な事務処理を行われたい。

(13) 生活保護返還金、徴収金及び過年度戻入金の債権管理事務について（西区、旭区及び都筑区）

区福祉保健課では、生活保護法第63条に基づく返還金^{*}、第78条に基づく徴収金^{*}及び過年度の戻入金^{*}に関する債権の管理を行っている。

そこで、西区、旭区及び都筑区の債権管理事務についてみたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

ア 納入通知書及び催告書の送付を行っていなかったもの

(ア) 西区では、納入通知書19件を送付していなかった。（西区福祉保健課）

(イ) 旭区では、催告書を全件送付していなかった。（旭区福祉保健課）

(ウ) 都筑区では、催告書の一部を送付していなかった。（都筑区福祉保健課）

イ 調定に誤りのあるもの（各区90件を抽出）

(ア) 旭区では、調定額に誤りのあるものが15件あった。（旭区福祉保健課）

(イ) 都筑区では、調定を行っていないものが14件、調定額に誤りのあるものが2件あった。（都筑区福祉保健課）

については、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」及び「生活保護債権管理事務の手引」に基づき、適切な債権管理を行われたい。

※返還金（生活保護法第63条）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

※徴収金（生活保護法第78条）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

※戻入金（生活保護債権管理事務の手引）

保護の廃止、停止、又は変更に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合には、民法第703条の不当利得による返還の規定に基づき返納させるもの。

【改善済み】

【対象区が行った改善内容】

西区では、平成21年3月に納入通知書を送付した。

旭区では、平成21年3月までに調定額を更正し、催告書を送付した。

都筑区では、平成21年2月に未調定のものについて調定を行い、調定額に誤りのあるものについては調定額を更正した。

また、催告書が未送付のものについては、平成21年3月に催告書を送付した。

意見

(14) 住宅整備資金貸付金の債権管理事務について（健康福祉局）

高齢者及び障害者住宅整備資金は、貸付業務が平成3年度で終了し、償還期間（平成13年度まで）を経過したため、現在は滞納整理業務のみを行っている。

そこで、この貸付金の償還状況をみたところ、平成19年度末現在、約5,500万円と滞納額が多額となっている。

その理由としては、滞納額のうち、高齢者住宅整備資金については、転居先が未調査のために一部の債務者や連帯保証人への催告等が行われていないことや、障害者住宅整備資金については、平成17年度以降、債務者や連帯保証人への催告等が行われていないことなど、債権管理の取組の遅れが大きな要因であると考えられる。

本市の厳しい財政状況を踏まえると、歳入の確保は喫緊の課題であり、また公平性の観点からも、効果的な滞納整理方法について検討を行い、効率的で迅速な債権回収に努められたい。（高齢健康福祉課及び障害福祉課）

(現金、金券類等の取扱事務)

指摘事項

(15) 前渡金の事務処理について (健康福祉局)

前渡金の事務処理の状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 講習会の受講料などを資金前渡していたが、受払簿を作成していなかった。

(保護課援護対策担当、高齢健康福祉課及び名瀬ホーム)

イ 前渡金の精算が3か月以上遅れていた。また、決裁を経ずに残金を戻入していた。(戸塚福祉授産所)

ウ 前渡金口座で発生した利息を1年以上歳入処理していなかった。(こころの健康相談センター及び名瀬ホーム)【改善済み】

前渡金の事務は、事故防止の観点からも厳格な取扱いが求められるので、各課において事務のチェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続が行われるよう局全体に周知徹底し、再発防止に努められたい。(総務課)

【対象局が行った改善内容】

こころの健康相談センター及び名瀬ホームでは、前渡金口座で発生した利息について、ともに平成21年1月7日付けで雑入として歳入処理を行った。

指導事項

(16) 郵便切手及びタクシー券の管理について (健康福祉局)

郵便切手及びタクシー券の管理についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 日常的に使用する切手のほかに、高額療養費の支給に関連する事務等で使用する目的で購入した312,000円分の切手が別に保管されており、それぞれ郵券管理簿はあるものの、現在の切手の合計枚数を把握できる体制になかった。(医療援助課)

イ タクシー券を保管していたが、受払簿を作成していなかった。(事業指導室)

については、紛失等事故防止の観点から「横浜市物品規則」、「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて」(平成5年12月24日総務局長通知)に基づき、適切に管理されたい。

【改善済み】

【対象局が行った改善内容】

医療援助課では、2冊あった郵券管理簿を1冊にまとめるとともに、郵券管理簿の記載内容を修正して、常に切手の合計枚数を把握できるよう管理方法を改めた。

事業指導室では、タクシー券の受払簿を作成し、これまでの使用履歴について記載するとともに、今後適正な管理ができるよう体制を整えた。

(公金外現金の取扱事務)

指摘事項

(17) 公立老人ホーム入所者預り金の適正な保管・管理について（健康福祉局）

恵風ホームでは、「公立老人ホーム入所者預かり金取扱要領」（以下「要領」という。）に基づいて、入所者から預金通帳や現金を預かり、これらの保管・管理を行っている。

そこで、預り金のうち現金の保管・管理の状況をみたところ、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。

ア 「個人別現金出納簿（様式3号）」を作成していなかった。

イ 「個人別預り金台帳（様式4号）」に現金残高を記録せず、また、要領により年4回以上行うこととなっている保管状況の確認を行っていなかった。

ウ 出納を管理している現金について、記録上の金額と実際の残高を調べたところ、記録漏れや記録欄外への記入のため、11件中5件で差異が生じていた。については、要領に基づき適正な保管・管理を行われたい。（恵風ホーム）

指導事項

(18) 要援護者関連現金の一時保管について（西区、旭区及び都筑区）

区サービス課では、「要援護者関連現金等取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき、認知症高齢者等の要援護者からの預り金等の一時保管を取り扱っている。

そこで、要援護者からの預り金等の一時保管状況を確認したところ、次のような不適正な事例が見受けられた。

ア 要領で定められた「現金等預かり依頼書」がなかった。（西区サービス課1件）

イ 出金、入金について、要領で定められた「要援護者関連現金等一時保管管理簿」（以下「管理簿」という。）に金額の記載がなかった。（西区サービス課1件）

ウ 預り金の一部について、管理簿を作成していなかった。（西区サービス課1件及び旭区サービス課1件）

エ 出金、入金の一部について、管理簿への記載がなかったものや、個別の日付ごとの記載をせずに、数日分をまとめて合計した金額で管理簿へ記載していたものがあつた。（都筑区サービス課1件）

については、要領に基づく適正な取扱いをするよう改められたい。

【改善済み】

【対象区が行った改善内容】

西区では、平成21年2月に、未作成となっていた管理簿を作成するなど、適正な事務

処理に改めた。

旭区では、平成21年1月に、未作成となっていた管理簿を作成し、適正な事務処理に改めた。

都筑区では、平成21年1月に、管理簿への記載がなかった預り金の出金、入金について管理簿への記載を行い、適正な事務処理に改めた。

(19) 低所得者援護費及び法外援護費貸付金に係る事務処理について（西区、旭区及び都筑区）

区福祉保健課では、公金外現金事務処理要領（以下「要領」という。）等に基づき、区民生委員児童委員協議会（以下「区民児協」という。）における援護費の事務処理を行っている。

区民児協の援護費には、行旅人等で衣食住の困窮が急迫している者に対する給付金（以下「低所得者援護費」という。）と生活保護法に定める要保護者等に対する生活資金貸付金（以下「法外援護費貸付金」という。）がある。

そこで、これらの援護費に係る事務処理についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 低所得者援護費

(ア) 被給付人からの返還金について、要領に定められている収入伝票を作成していなかった。（西区福祉保健課、旭区福祉保健課及び都筑区福祉保健課）

(イ) 区社会福祉協議会からの交付金について、要領に定められている収入伝票を作成していなかった。（旭区福祉保健課及び都筑区福祉保健課）

(ウ) 交通費の支給に当たり、7人に対し正規運賃よりも10円（片道当たり）多く支給していた。（旭区福祉保健課）

イ 法外援護費貸付金

(ア) 「法外援護費貸付金取扱要綱」に定められている収入伝票等を作成していなかった。（旭区福祉保健課及び都筑区福祉保健課）

(イ) 「法外援護費貸付金取扱要綱」に定められている前貸金台帳を作成していなかった。（都筑区福祉保健課）

については、要領等に基づく適正な事務処理を行うとともに、低所得者援護費の支給に当たってはサービス課保護担当と連携し支給金額のチェックを強化されたい。

【改善済み】

【対象区が行った改善内容】

西区及び旭区では平成21年2月に、都筑区では平成21年1月に、低所得者援護費及び法外援護費貸付金に係る収入伝票等を作成するとともに、福祉保健課職員に対し適正な事務処理方法について研修を行った。

第2 定期監査（工事関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成19年4月1日から平成20年11月30日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局及び区を対象に監査を行った。

- (1) 資源循環局
- (2) 西区
- (3) 旭区
- (4) 都筑区

監査対象工事及び監査実施工事（委託を含む）

監査対象局区	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件数	工事金額(契約)	件数	工事金額(契約)
資源循環局	595件	98億 3,580万 3,765円	92件	69億 1,321万 6,559円
西区	110件	9億 5,949万 6,525円	39件	4億 2,095万 8,381円
旭区	198件	21億 3,037万 2,823円	61件	9億 3,203万 5,808円
都筑区	195件	19億 634万 6,105円	72件	7億 9,679万 6,522円
計 (抽出率)	1,098件	148億 3,201万 9,218円	264件 (24.0%)	90億 6,300万 7,270円 (61.1%)

2 主な監査対象工事

(1) 資源循環局

「神明台処分地第7次（第3期）開設工事」、「資源循環局港南工場焼却設備撤去工事」、「資源循環局栄工場焼却設備（屋内部）撤去工事」、「資源循環局保土ヶ谷工場焼却炉等補修工事」、「神明台処分地跡地利用施設整備工事（その3）」、「鶴見工場焼却炉等補修工事」、「北部事務所外壁等補修工事」及び「金沢工場ボイラーチューブ等清掃委託」

(2) 西区

「主要地方道青木浅間線西区浅間町2丁目地内舗装補修工事」、「市道高島台第94号線歩道整備工事」、「西区戸部本町地内ほか2か所舗装補修工事」、「西土木管内下水道修繕工事（その2）」、「境之谷公園ほか12公園施設改良工事」、「西土木管内測量設計委託（その1）及び「西区公園維持業務委託（その1）」

(3) 旭区

「旭区都岡町地内ほか1か所舗装補修工事」、「旭区今宿1号橋ほか1橋高欄補修工事」、「市道上白根第99号線(旧84号線)白根六丁目地区道路改良工事」、「旭区鶴ヶ峰地内私道対策受託下水道工事(20-1)」、「旭土木管内水路維持工事」、「上白根大池公園ほか3公園施設改良工事」及び「旭区内スクリーン管理委託」

(4) 都筑区

「県道川崎町田線(池辺東方町地内)ほか2か所舗装補修工事」、「都市計画道路佐江戸北山田線池辺町地内道路改良工事」、「都筑区中川二丁目地内ほか3か所舗装補修工事」、「都筑区川向地区排水路整備工事」、「すみれが丘第三公園ほか2公園施設改良工事」及び「市道池辺第217号線平台地内道路改良測量委託」

3 監査の期間

平成20年12月1日から平成21年3月27日まで

4 監査の方法

監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が合規性及び正確性の観点から適正かつ効率的に執行されているか、また、環境負荷の低減が図られているかについて、関係書類の検査、工事現場の調査等により実施した。

5 監査の結果

対象とした局及び区の工事は、次に述べる事項については、改善の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。その他の工事については、適正に執行されていた。

なお、監査の期間中に、監査対象とした局及び区が既に改善を行ったものについては、その内容を記載した。

分類	監査結果		局区名	ページ
工事の契約事務	指摘	(1) 建設リサイクル法に基づく適正な事務の執行について	資源循環局	20
	指導	(2) 物品の購入に係る適正な事務の執行について	都 筑 区	20
工事の設計・積算事務	指摘	(3) 設計変更など適正な事務の執行について	西 旭 区 旭 区	21
	指導	(4) 測量委託における安全費の計上について	西 旭 区 都 筑 区	21
計	指摘事項 2件（うち、改善済み事項 2件） 指導事項 2件（うち、改善済み事項 2件）			

(工事の契約事務)

指摘事項

(1) 建設リサイクル法に基づく適正な事務の執行について（資源循環局）

一定規模以上の工事で、コンクリート等の特定建設資材を使用する場合には、建設廃棄物の不法投棄防止及び再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）により、分別解体の方法等を記載した契約書の作成や市長への通知等が義務付けられている。

そこで、資源循環局が発注した機械設備工事及び電気設備工事をみたところ、建設リサイクル法の対象工事として契約すべきところを対象外工事としたため、必要な手続等が行われていないものが3件あった。

今後は、建設リサイクル法に基づき、適正に事務を執行されたい。（施設課）

【改善済み】

【対象局が行った改善内容】

資源循環局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を実施した。

指導事項

(2) 物品の購入に係る適正な事務の執行について（都筑区）

都筑区が発注した道路整備工事において、新たに植栽工を追加して設計変更したが、実際には工事は行われず、イベントで区民に配布する苗木を購入していた。

工事目的と関係ない苗木は、物品として競争入札等により購入すべきものである。

については、適正な事務執行を行うよう改められたい。（都筑土木事務所）

【改善済み】

【対象区が行った改善内容】

都筑土木事務所では、業務所管課と連携し、今回の指導事項に関する再発防止のための研修をすべての土木事務所で実施した。

(工事の設計・積算事務)

指摘事項

(3) 設計変更など適正な事務の執行について (西区及び旭区)

西区及び旭区が発注した設計業務委託で、次のような事例が見受けられた。

ア 土木管内測量設計委託をみたところ、当初予定の道路詳細設計が行われず、代わりに歩道詳細設計等を行っていた。(西土木事務所 1 件)

イ 公園設計委託をみたところ、設計箇所数や設計条件が変わり、数量や金額に増減が生じたが、必要な設計変更の手続が行われていなかった。(西土木事務所 1 件及び旭土木事務所 2 件)

については、別途契約を締結するなど適正に事務を執行されたい。

【改善済み】

【対象区が行った改善内容】

西土木事務所及び旭土木事務所では、業務所管課と連携し、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修をすべての土木事務所で実施した。

指導事項

(4) 測量委託における安全費の計上について (西区、旭区及び都筑区)

西区、旭区及び都筑区が発注した土木事務所管内測量設計委託等において、道路局及び区土木事務所で取り決めた積算基準※に基づき、測量作業に要する費用の3.0%を安全費として計上すべきところ、計上していないものが見受けられた。(20件中18件)

については、測量業務の積算に当たっては、積算基準に基づき、安全費を計上されたい。(西土木事務所、旭土木事務所及び都筑土木事務所)

※積算基準

道路局及び区土木事務所の担当で構成される「道路局設計担当者連絡会」で取り決めた積算基準

【改善済み】

【対象区が行った改善内容】

西土木事務所、旭土木事務所及び都筑土木事務所では、業務所管課と連携し、今回の指導事項に関する再発防止のための研修をすべての土木事務所で実施した。

第3 財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

主として平成19年4月1日から平成20年11月30日までに執行された出納その他の事務について監査を実施した。

ただし、財政援助団体については、本市からの財政援助に係る出納関係事務、公の施設の管理団体については、次に掲げる公の施設の管理に係る出納関係事務を対象に実施した。

(1) 出資団体

- ア 横浜市住宅供給公社（まちづくり調整局）
- イ 財団法人横浜市建築保全公社（まちづくり調整局）
- ウ 財団法人横浜市建築助成公社（まちづくり調整局）

(2) 財政援助団体（※）は、主な補助金交付局

- ア 横浜市住宅供給公社（再掲）（まちづくり調整局※）
- イ 財団法人横浜市建築保全公社（再掲）（まちづくり調整局※）
- ウ 財団法人横浜市建築助成公社（再掲）（まちづくり調整局※）
- エ 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（健康福祉局※）

(3) 公の施設の管理団体（指定管理者）

- ア 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
対象とする公の施設：老人福祉センター横浜市野毛山荘（西区）
横浜市上白根地域ケアプラザ（旭区）
横浜市葛が谷地域ケアプラザ（都筑区）
- イ 社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会
対象とする公の施設：横浜市西区福祉保健活動拠点（西区）
- ウ 社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会
対象とする公の施設：横浜市旭区福祉保健活動拠点（旭区）
- エ 社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会
対象とする公の施設：横浜市都筑区福祉保健活動拠点（都筑区）
- オ 社会福祉法人ハマノ愛生会
対象とする公の施設：横浜市宮崎地域ケアプラザ（西区）
- カ 社会福祉法人漆原清和会

対象とする公の施設：横浜市今宿地域ケアプラザ（旭区）

キ 社会福祉法人幸済会

対象とする公の施設：横浜市左近山地域ケアプラザ（旭区）

ク 社会福祉法人中川徳生会

対象とする公の施設：横浜市加賀原地域ケアプラザ（都筑区）

(4) 対象団体に関する事務を監査対象とした局及び区（再掲）

こども青少年局、健康福祉局、まちづくり調整局、都市整備局、教育委員会事務局、西区、旭区及び都筑区

2 監査の期間

平成20年12月1日から平成21年3月27日まで

3 監査の方法

「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務並びに当該団体に関する局及び区の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は協定等に基づき適正に行われているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務並びに当該団体に関する局及び区の事務のうち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局及び区にあっては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては、局及び区の指導に応じた適切な措置を講じられたい。その他の事務については適正に執行されていた。

なお、監査の期間中に、監査対象とした局区等が既に改善を行ったものについては、その内容を記載した。

分類	団体名または施設名	監査結果		ページ
出資団体	横浜市 住宅供給公社	指導	(1) 計画修繕引当金計上方法の見直しについて	25
	財団法人横浜市 建築保全公社	指摘	(2) 設計業務委託の契約について	25
		指導	(3) 適正な退職給付引当金の計上と事務手順の 検討について	26
			(4) 財団法人横浜市建築保全公社の工事収益及 び関連費用の会計処理について	26
			(5) 交通機関等を利用する職員の通勤手当の支 給について	27
	財団法人横浜市 建築助成公社	指導	(6) 駐車場の定期駐車券料金に係る経理処理の 適正化について	27
財政援助 団体	社会福祉法人 横浜市 社会福祉協議会	指摘	(7) 「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助 金」に係る補助金の適正な精算について	28
			(8) 障害者地域作業所助成事業補助金要綱の見 直しについて	28
		指導	(9) 適正な退職給与引当金の計上について	29
			(10) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に対す る補助金について	29
公の施設の 管理団体	加賀原地域ケアプラザ	指摘	(11) 地域ケアプラザの指定管理料の精算につい て	30
	宮崎地域ケアプラザ 今宿地域ケアプラザ 左近山地域ケアプラザ 上白根地域ケアプラザ 葛が谷地域ケアプラザ 加賀原地域ケアプラザ 西区福祉保健活動拠点 旭区福祉保健活動拠点 都筑区福祉保健活動拠点	指導	(12) 基本協定書に基づく業務の履行確認及び内 容の精査について	30
	今宿地域ケアプラザ 上白根地域ケアプラザ	指導	(13) 小口現金の適切な取扱いについて	31
	旭区福祉保健活動拠点	指導	(14) 指定管理者における現金出納事務について	31
			(15) 郵便切手の管理について	32
	西区福祉保健活動拠点 都筑区福祉保健活動拠点	指導	(16) 福祉保健活動拠点の使用に関する適切な手 続について	32
計	指摘事項 4件（うち、改善済み事項 3件） 指導事項 12件（うち、改善済み事項 4件）			

(出資団体：横浜市住宅供給公社)

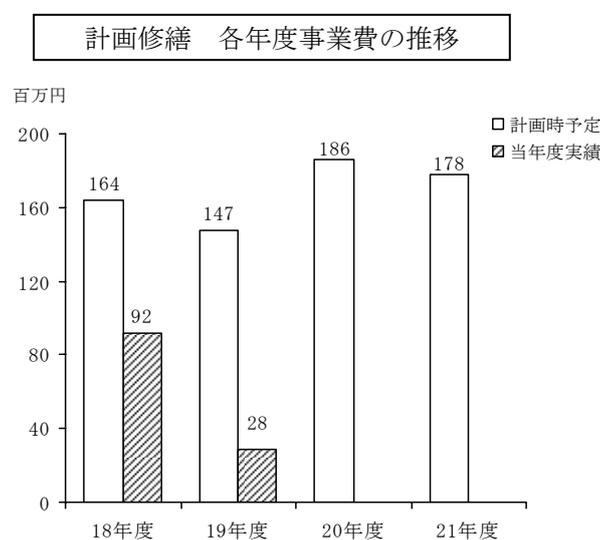
指導事項

(1) 計画修繕引当金計上方法の見直しについて 《団体に対するもの》

計画修繕引当金は、「横浜市住宅供給公社経理規程」等に基づき、「将来の一定期間内に計画的に実施する修繕工事に要する費用の総額（計画総額）を基礎として計上する」ものとされており、平成37年度までの修繕計画（総額約26億円）が平成17年度に策定されている。

そこで、平成19年度までの3年間の修繕実績をみたところ、計画では修繕総額の12%を実施するとしていたが、実績は修繕総額の5%と、予定と実績との間に乖離^{かいり}が生じていた。

については、修繕計画を検討し、それに合わせた計画修繕引当金の計上を行われたい。



注1 平成17年度は、予定・実績ともになし

注2 平成20年度以降は予定のみ記載

(出資団体：財団法人横浜市建築保全公社)

指摘事項

(2) 設計業務委託の契約について 《団体に対するもの》

財団法人横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」という。）が随意契約によることができる設計業務委託は、「財団法人横浜市建築保全公社契約規程」により、予定価格の金額が200万円までとされている。

そこで、平成19年度に、保全公社が設計業務を委託した70件についてみたところ、予定価格の金額が200万円を超えて随意契約を締結したものが24件あった。

については、契約規程を遵守した契約とするよう改められたい。

【改善済み】

【対象局等が行った改善内容】

まちづくり調整局は保全公社に対し、契約規程と実態との乖離^{かいり}を是正するよう指導し、保全公社は契約規程を改正した（平成21年4月1日施行）。

指導事項

(3) 適正な退職給付引当金の計上と事務手順の検討について 《団体に対するもの》

財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）の退職給付引当金についてみると、会計システムへの入力時に金額を誤り、平成19年度末残高が約15万円過大となっていた。

ついては、退職給付引当金を適正額に改めるとともに、決算事務に係る事務処理の誤りを未然に防止できるよう、対策を講じられたい。

【改善済み】

【対象局等が行った改善内容】

まちづくり調整局は保全公社に対し、退職給付引当金の訂正及び入力誤りの防止を指導し、保全公社は平成21年3月10日付で金額の訂正を行うとともに、誤りの防止のため伝票のダブルチェックを行うよう事務手順を改めた。

(4) 財団法人横浜市建築保全公社の工事収益及び関連費用の会計処理について

《団体に対するもの》

財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）では、局区から施設・設備の修繕工事を受託し、設計及び関係工事業者に発注する業務を行っているが、「財団法人横浜市建築保全公社経理規程」により工事に係る収益及び関連費用は、工事の完成・目的物の引渡しの時点で計上することとなっている。

平成18年度に年度内の工事完了予定で契約した病院のアスベスト対策工事は、工期延長により完了及び引渡し平成19年度に変更された。

そこで、この工事の会計処理について確認したところ、本来は工事が完了し、引渡しが行われた平成19年度の決算に計上されるべき収益約3,400万円及び費用約2,100万円が、契約を行った平成18年度の決算に計上されていた。

また、平成19年度に契約した工事でも同様の事例が見受けられたため、適正な会計処理に改められたい。

【改善済み】

【対象局等が行った改善内容】

まちづくり調整局は保全公社に対し、工事に係る収益等の計上方法を改善するよう指導し、保全公社は平成20年度以降に契約した工事から、収益等は完成・目的物の引渡し

の時点で計上するよう、平成21年3月に職員に周知徹底した。

(5) 交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について 《団体に対するもの》

財団法人横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」という。）の職員に対する通勤手当は、「財団法人横浜市建築保全公社給与規程」等により、横浜市に準じて支給するとされている。横浜市の「通勤手当に関する規則」によると、定期券を使用することが最も経済的であると認められる交通機関等では、当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間の定期券の価額を基に通勤手当を支給するとされている。

そこで、通勤手当の支給状況をみたところ、通用期間1か月の定期券の価額を支給していたので、本市規則に準じて支給されたい。

【改善済み】

【対象局等が行った改善内容】

まちづくり調整局は保全公社に対し、通勤手当の支給を改善するよう指導し、保全公社は平成21年4月1日から本市規則に準じて通勤手当を支給することとした。

(出資団体：財団法人横浜市建築助成公社)

指導事項

(6) 駐車場の定期駐車券料金に係る経理処理の適正化について 《団体に対するもの》

財団法人横浜市建築助成公社は、管理する駐車場の定期駐車券を販売しており、この販売収入は「財団法人横浜市建築助成公社経理規程」に基づき、利用期間に応じて収益を計上する年度を区分することとされている。

そこで、平成20年3月の定期駐車券収入について抽出で調査したところ、みなとみらい公共駐車場の約324万円及び山下町公共駐車場の約302万円を平成20年度の利用に係る収入とすべきところ、平成19年度の収益としていた。

については、定期駐車券収入について、翌年度の利用に係る収入は、当年度決算では前受収益（負債）として扱い、翌年度に収益計上するよう改められたい。

<みなとみらい公共駐車場>



(財政援助団体：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会)

指摘事項

(7) 「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金」に係る補助金の適正な精算について 《団体及び所管局に対するもの》

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱」に基づき、人件費、管理・運営経費、自主事業の経費等を横浜市から補助を受けている。

そこで補助金の精算報告書等をみたところ、次のような誤りが見受けられたので、適正に精算されたい。

ア 障害者支援センター補助事業のうちカフェ開設経費230万円が、精算時に「販路拡大事業」、「支援センター事務費」の2つの事業にそれぞれ開設経費として記載されていた。

イ 非常勤職員への給与について、精算時に同一人の給与約185万円が「市社協、区社協人件費」、「親と子のつどいの広場事業」等の補助項目にそれぞれ記載されていた。

ウ 「区社協活動支援事業」等に係る経費の計算が、合計約37万円誤っていた。

【改善済み】

【対象局等が行った改善内容】

健康福祉局は市社協に対し、誤りのあった補助金について適正に精算するよう指導し、市社協は当該補助金額について精査した結果、誤っていた金額を返還した。

(8) 障害者地域作業所助成事業補助金要綱の見直しについて

《団体及び所管局に対するもの》

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会から障害者地域作業所^{*}の運営委員会等に助成している「障害者地域作業所助成事業補助金」についてみたところ、作業所が補助基準（利用者数10人）を年度当初から満たさない場合や年度途中から満たさなくなった場合に、補助金を交付している事例が見受けられた。

については、経過措置等を設けるなど詳細な基準を定めた要綱を整備し、適切な事務を執行されたい。

※障害者地域作業所

就労することが困難な在宅の障害者の社会参加の促進を目的として、地域住民等の理解と協力を得て自主的に活動している作業所

平成19年度の通所状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A作業所(人)	6	8	8	8	7	7	8	8	8	8	8	8
B作業所(人)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
C作業所(人)	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9

※ゴシックは、助成金の算定基準月

指導事項

(9) 適正な退職給与引当金の計上について 《団体及び所管局に対するもの》

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会は、同法人の経理規程に基づき「当該会計年度末に在籍する全職員が自己都合により退職したと仮定した場合の退職金要支給額のうち法人が負担すべき当該会計年度に属する額」を退職給与積立預金の目標額である退職給与引当金として計上することとしている。

しかし、次のように退職金の額を規定した同法人の職員給与規程とは異なった計算方法により算出した額が計上されていたので、適正額を計上されたい。

ア 職位調整額として、職務の級に応じた金額を役職の在職月数に乗じて得た額を算入すべきところ、全額未算入であった。

イ 勤続年数が5年未満の者は、勤続年数に100分の50を乗じて算入すべきところ、これを乗じず算入していた。

ウ 年単位未満の端数は、6捨7入による月数の端数処理をすべきところ、月割り計算をしていた。

(10) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に対する補助金について 《所管局に対するもの》

「横浜市社会福祉協議会補助金」の精算報告書についてみたところ、総額約20億円の執行の内訳として、「福祉医療機構借入金利子補給事業」が約4,600万円不用となっており、退職給与引当金積立金に充当するなど、事業間で補助金を流用する事例が見受けられた。

については、適切な見込みに基づき、実際の執行状況に即した補助金の積算を行われたい。

(公の施設の管理団体)

指摘事項

(11) 地域ケアプラザの指定管理料の精算について 《団体及び所管区に対するもの》

「横浜市加賀原地域ケアプラザ指定管理者が扱う業務に関する基本協定書」によれば、毎年度末に指定管理料の精算を行うこととされているが、横浜市加賀原地域ケアプラザの平成19年度の精算書の内容と関係帳簿等を突き合わせたところ、執行額で98,062円の誤差があった。

については、再度精算書を提出させ、適正な指定管理料の執行状況を確認した上で、精算を行われない。(社会福祉法人中川徳生会及び都筑区)

【改善済み】

【対象区等が行った改善内容】

都筑区は指定管理者に対し、誤りのあった指定管理料について修正後の精算書を再提出させ、誤った金額を返還させた。

指導事項

(12) 基本協定書に基づく業務の履行確認及び内容の精査について

《団体及び所管区に対するもの》

横浜市と指定管理者との間で締結されている基本協定書の指定管理業務の履行状況について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

ア 西区、旭区及び都筑区で監査対象とした地域ケアプラザ及び福祉保健活動拠点では、借用物品台帳を作成していなかった。

イ 左近山地域ケアプラザ、上白根地域ケアプラザ、西区福祉保健活動拠点、旭区福祉保健活動拠点及び都筑区福祉保健活動拠点では、物品管理簿への記載漏れがあった。

については、指定管理者は基本協定を遵守し、適切に業務を履行されたい。(社会福祉法人横浜市社会福祉協議会、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会、社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会、社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会、社会福祉法人ハマノ愛生会、社会福祉法人漆原清和会、社会福祉法人幸済会及び社会福祉法人中川徳生会) 【改善済み】

また、各地域ケアプラザ及び西区福祉保健活動拠点の基本協定書で管理業務の履行対象として掲げられている設備項目のうち、すべての施設で汚水槽が、今宿地域ケアプラザ及び西区福祉保健活動拠点では受水槽が存在しないなど、仕様書等と実態の異なるものが見受けられた。

所管区では、指定管理者と基本協定書の内容について精査し、適切な業務の履行に努められたい。(西区、旭区及び都筑区) 【都筑区は改善済み】

【対象区等が行った改善内容】

西区、旭区及び都筑区では、借用物品台帳の作成及び物品管理簿の記載漏れについての補正に係る指導事項について、指定管理者に対して指導を行い、各法人は平成21年3月までに改善を実施した。

また都筑区では、基本協定書に基づく管理業務の内容について、指定管理者と協議を行い、平成21年3月に変更協議書を締結した。

(13) 小口現金の適切な取扱いについて 《団体に対するもの》

小口現金の取扱いについてみたところ、次のような事例が見受けられた。現金事故を未然に防止するため、法人の経理規程に基づき、適切に処理されたい。

ア 今宿地域ケアプラザ（社会福祉法人漆原清和会）

(ア) 法人の経理規程では、施設の小口現金の限度額は10万円とされているが、常時20万円の小口現金及び自主事業費収入が併せて小口現金として経理されており、平成19年度の一日の最大保管金額は497,648円となっていた。

(イ) 小口現金は会計伝票を作成し、会計管理者の承認を受けることとなっているが、実際は単に購入したものの領収書を保管しているのみとなっており、平成19年度は6件15,420円分の領収書が確認できなかった。

イ 上白根地域ケアプラザ（社会福祉法人横浜市社会福祉協議会）

小口現金の戻入に際し、戻入金額を誤り、410円の誤差があった。

(14) 指定管理者における現金出納事務について 《団体に対するもの》

福祉保健活動拠点では、コピー代等の利用者からの収入は、指定管理施設の運営経費に充てられている。

そこで、旭区福祉保健活動拠点の平成19年度のコピー代等の現金出納事務についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 法人の経理規程では、日々の金銭の収納は、「翌日までに、やむを得ないときは速やかに金融機関に預け入れなければならない。」とされているが、収入されてから、1か月半から2か月程度、現金が金庫に保管されたままになっていた。

イ 法人の経理規程では、「入出金のあった日の金銭残高を金銭残高別表に記入し、当日の帳簿残高と照合しなければならない」とされているが、収入額を収入日ごとに帳簿に記録していなかったため、入金額と当日の帳簿の金額を突き合わせることができず、正確な収入額であることが確認できなかった。

については、法人の経理規程に基づき、現金出納事務を適正に行われたい。（社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会）

(15) 郵便切手の管理について 《団体に対するもの》

旭区福祉保健活動拠点における郵便切手の管理状況についてみたところ、平成19年度に80円切手20枚の払出し記録がないものがあった。

については、紛失事故を防止するために、郵便切手の管理・記録を徹底されたい。(社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会)

【改善済み】

【対象区等が行った改善内容】

旭区では、社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会から、平成21年3月以降、郵便切手を使用する際に、郵券の種類、使用枚数、郵券管理簿の残枚数の確認等を管理職と担当職員の2人以上で行い、月ごと、年度ごとの郵券管理簿上の繰越時にも同様のチェックを徹底する旨の報告を受けた。

(16) 福祉保健活動拠点の使用に関する適切な手続について 《所管区に対するもの》

西区及び都筑区の福祉保健活動拠点の使用状況をみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 西区は、福祉保健活動拠点の指定管理者である社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会に対し、福祉保健活動拠点の一部に法人の本部事務室を置くため、目的外使用許可を行っている。

現地を確認したところ、本部事務室の一部が西区老人クラブ連合会の事務室として使用されていたが、この部分については、使用許可等の必要な手続等が行われていなかった。

イ 都筑区は、民間ビルを借り上げて福祉保健活動拠点を設置している。

現地を確認したところ、福祉保健活動拠点内の事務室の一部が都筑区老人クラブ連合会の事務室として使用されていたが、この部分については、転貸の承認等の必要な手続が行われていなかった。

については、現状を把握した上で、施設の使用に関する手続等を適切に行われたい。

(西区及び都筑区)

【都筑区は改善済み】

【対象区が行った改善内容】

都筑区では、平成21年3月までに、社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会からの申し出に基づき、福祉保健活動拠点内の法人の事務室の一部に、都筑区老人クラブ連合会の事務室を置くことを承認する手続を行った。

監査を終わって

平成20年度第2回定期監査及び財政援助団体等監査では、前回に引き続き、市民の信頼にこたえ、市民満足度やコンプライアンスの向上に貢献することを目指して、予算の執行や財産管理等について、合規性・正確性・安全性の観点の基本としながら、一部は3E（経済性・効率性・有効性）の観点からも監査を行いました。

監査では、これまでも各区局における内部統制が有効に機能するように改善充実を促してきたところですが、今回の監査においても、現金・金券類の取扱いや経理・契約事務等に関して、依然として不適切な事例が見受けられました。

業務運営に必要な知識の習得や担当組織の充実などの改善も期待されるのですが、業務環境の変化等によって日常の事務の進め方と行政内部の規則等に乖離かいりが生じている事例については、監査委員として、これまでも触れてきたところです。実態に即して改められるべきところは改められるよう、全庁的に取り組まれることを期待します。

また、市の財政状況が厳しさを増すなかで、歳入の確保が重要な課題となっています。既に行政運営調整局に歳入確保強化担当が設置されるなど、全市一丸となった取組が求められていることから、今回の監査でも、適切な債権管理について指摘、意見を述べたところです。

それぞれの債権の状況を把握し、公平性に配慮しつつ、効率的かつ効果的な対応の検討など、的確な債権管理に取り組んでいただくようお願いいたします。

最後になりますが、今回の監査結果を活用して、指摘された区局や担当課等にとどまらず、すべての所属・団体における共通の課題ととらえて、今後の事務改善等に取り組まれることを期待しています。

平成21年4月20日

横浜市監査委員	川内克忠
同	須須木永一
同	山口俊明
同	星野國和
同	仁田昌寿